



Meiho Facility Works Ltd.

Architecture, Interiors, Planning, IT, M&E Engineering, Project Management

第41期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

開場：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区平河町二丁目7番9号

J A 共済ビル1F

カンファレンスホール

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対するストック・オプション付与の件

目 次

第41期定時株主総会招集ご通知……………	2
（添付書類）	
事業報告……………	3
計算書類……………	23
監査報告……………	31
株主総会参考書類……………	34

※新型コロナウイルスに関するお知らせを1ページに記載しております。

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月24日（木曜日）午後5時15分まで

<新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ>

第41回定時株主総会を開催するにあたり、誠に恐縮ではございますが、株主様におかれましては以下のことをお願いいたしたく存じます。

- 株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、本年度は可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 株主総会へご出席を検討されている株主様は、当日までの健康状態にご留意いただき、ご高齢の方や基礎疾患がある方などは、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ご出席いただける株主様におかれましては、検温などによりご自身の体調をお確かめいただき、かつマスク着用などの感染予防の措置にご配慮いただいたうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて検温・手指のアルコール消毒を実施させていただく場合がありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、上記の対応により、他の株主様への感染予防のために、入場の制限などの措置を講じさせていただく場合がございます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
- ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保するため前後左右に余裕を持った座席配置といたします。そのため、ご来場されても充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- 感染症の予防措置として、運営スタッフもマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト：<https://www.meiho.co.jp/>

なお、当社といたしましては、現時点での感染状況が一日も早く収束し、以上の態勢をとることなく株主総会運営に専心できることを心より望んでおります。

2021年6月7日

株主各位

東京都千代田区平河町二丁目7番9号
明豊ファシリティワークス株式会社
代表取締役社長 大貫 美

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会前日の当社営業時間終了時（2021年6月24日（木曜日）午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（開場9：30）
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目7番9号 J A 共済ビル 1 F カンファレンスホール
3. 目的事項
報告事項 第41期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対するストック・オプション付与の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症防止のため、株主総会の運営に大きな変更を生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.meiho.co.jp/>) に掲載させていただきます。なお、その他の新型コロナウイルスに関するお知らせを1ページに記載しております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.meiho.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済活動の停滞により先行きが見通せず、感染拡大による経済の下振れリスクの高まりに注視が必要な状況が続きました。

CM（コンストラクション・マネジメント＝発注者支援事業）業界へ影響を与える建設投資、設備投資については、公共投資は底堅く推移しているものの、民間投資においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で慎重な姿勢が強まる状況となりましたが、CM業界における当社認知度の向上もあり、公共民間ともに当社への引き合いが増加しました。

当事業年度において、顧客における経営課題として、工期短縮やコスト縮減及びSDGs関連（脱炭素化・環境共生・BCP・長寿命化等）の優先順位が高まり、これらを当社が支援するプロジェクトが多くなりました。

公共分野としては、経済産業省の業務効率化や生産性向上を目的としたオフィス環境の導入に関する調査事業について契約を締結したほか、国土交通省2020年度入札契約改善推進事業に係る発注者支援等業務について契約締結しました。また、福島県、愛知県、富田林市（大阪府）、国立大学法人東京大学、国立大学法人琉球大学（沖縄県）等における、庁舎や施設建設に関するプロポーザルに当社が応募し、発注者支援事業者として多数選定されました。

民間企業からは、数多くの業種をグループ内に持つ大企業や、大学などの教育機関からの新規引き合い及びリピートオーダーが継続しており、公正な調達環境の構築に基づくコストやスピードを重視した内容に加えて、プロジェクト早期立上げ支援や事業化支援といった上流工程からの引き合い案件が中心となっています。

引続き、メーカーや系列に一切とらわれることなく独立・中立性を保ち、近年になって益々高度な専門性と実践力を求められる顧客要求水準を満たす最適なCM手法で、発注者に価値の提供をしております。また、顧客本位や生産性の向上を目的として当社が独自に開発したシステムやデータを顧客側のDXツールとして積極的に活用することで、納得感のある顧客の意思決定支援を推進し、併せて当社の更なる生産性向上を実現し、一層のCMサービスの品質向上に取り組んでまいります。

当社の人員については、前事業年度末230名に対し、当事業年度末は236名となりました。引き続き、優秀な人材の確保と、次世代リーダーの育成、そして社員一人ひとりの更なる業務効率化による生産性向上に取り組んでまいります。また、近隣に隣接していたオフィスを本社オフィスへ統合させる際、ニューノーマルな働き方を検討し、新しいオフィスモデルとして、オフィス内におけるソーシャルディスタンスを十分確保しながら、テレワークと現実のオフィスの活用の相乗効果を実現する更に働きやすい環境を整備しました。多くの顧客にオフィスをご見学いただき、ここで当社が蓄積したノウハウを顧客へ展開しております。

当事業年度の社内で管理する受注粗利益、売上粗利益（粗利益※1参照）は、社会的にCMが普及し、CM業界における当社認知度の向上もあり、引き合いが継続し、前期を上回る結果となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は4,240百万円（前期4,353百万円）、売上総利益は2,299百万円（同2,290百万円）、営業利益は909百万円（同902百万円）、経常利益は910百万円（同906百万円）、当期純利益は620百万円（同639百万円）となりました。当事業年度の売上高は、全ての案件で顧客からピュアCM（工事原価を含まないフィーのみの契約型CM 図1参照）が選択され、アットリスクCM（工事原価を含む請負契約型CM 図2参照）が無かったことにより前期より減少しました。売上総利益、営業利益、経常利益は、受注粗利益の増加等により前期を上回りました。当期純利益は、予定していた事務所統合費用における特別損失の発生により前期より減少しました。

セグメントの業績は次のとおりです。なお、当社では、次の3つのセグメントを設けておりますが、顧客からの期待に応えられる人材が所属セグメントに縛られることなくマルチにプロジェクトに対応することで、サービス品質の向上と、セグメント間の負荷の調整を両立させ、全体としての業務効率を向上させています。

① オフィス事業

当社のCM手法によるプロジェクト立上げ支援及び、PM（プロジェクト・マネジメント）サービスは、オフィス移転の可否や働き方改革の方向性を検討する構想段階およびビルの選定から引越しまで高度な専門性を有し、ワンストップで支援することが可能であります。当事業年度においては、多くの企業がコロナ禍におけるオフィス再編を模索する中、大企業におけるグループ企業の統廃合、多拠点の集約化、また、大規模な新築ビルの竣工時同時入居プロジェクトなど、難易度の高いオフィス事業に関するサービスを提供しました。

また、当社がテレワーク先駆者として総務大臣賞を受賞したことや、コロナ禍においてDX（デジタルトランスフォーメーション）導入に取り組む企業や団体が増えていることもあり、働き方改革を伴うオフィス再編プロジェクトの引き合いが増加しました。

テレワークのニーズが高まる中、社員自身が価値あるアクティビティに集中して働くこと等による生産性の向上と、自ら気づきを得て日常的な意識改革に基づく改善を実践すること等を目的として当社が自社開発した「ホワイトカラーの生産性定量化システム」は、既に18年に亘る社内運用実績を有しております。このコロナ禍の働き方の大変化の中で、引続き多くの『働き方改革』に関する構想策定から定着化までの支援依頼が期待されます。ABW（Activity Based Working）とアクティビティの可視化・定量化といったデジタルな働き方の運用実績を有する当社の経験と強みを活かした営業展開を引続き実施いたします。

当事業年度のオフィス事業の売上高は、アットリスクCM（工事原価を含む請負契約型CM 図2参照）の契約が無かったことにより、期初予想通り減少し、1,041百万円（前期1,144百万円）となりました。

② CM事業

CM事業は、数多くの地方自治体庁舎や学校を始めとする公共施設において当社のCMサービスが評価されました。地方公共団体では米沢市（山形県）、米原市（滋賀県）の庁舎の完成や、学校における空調やトイレ環境の一斉整備事業、国立大学における学舎整備事業の他、グローバル企業の国内拠点となる大型研究施設、生産工場、商業施設及び私立大学施設の再構築や、鉄道会社による日本有数の大規模施設及び各拠点施設での電気・空調設備更新等の実績を重ね、新規顧客が増加しております。

その中で、一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会が主催する「CM選奨2021」に当社がCM業務を行った「セイバン新工場建設に関するCM業務」「東京農業大学世田谷キャンパス新研究棟整備」の2件で「CM選奨」を受賞いたしました。

また、2020年6月に行われた国際コンストラクションプロジェクトマネジメント協会（ICPMA：International Construction Project Management Association）が主催する年次総会のプロジェクト賞において当社支援プロジェクトの新研究開発拠点「資生堂グローバルイノベーションセンター（G I C）」が、IQ（Innovation（革新性）&Quality（品質））賞で優秀賞（Distinction Awards）を受賞し、昨年の「レゴランドジャパン新築プロジェクト発注者支援業務（CM）」のAlliance賞の最優秀賞（Full Award）受賞に続く2年連続の受賞となり、国際的にも「明豊のCM」が認知されました。

当事業年度のCM事業の売上高は、2,341百万円（前期2,228百万円）となりました。

③ CREM事業

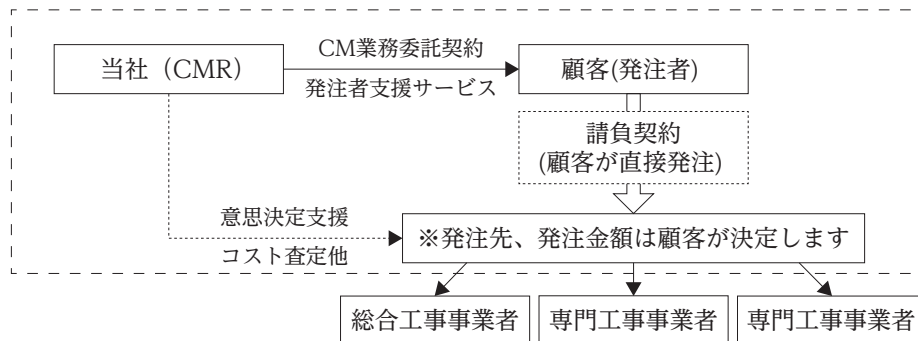
大企業や自治体向けを中心に、当社の「窓口を一本化」して顧客保有資産の最適化をサポートするCREM（コーポレート・リアルエステート・マネジメント）事業については、当社技術者集団による透明なプロセス（CM手法）とデジタル活用による情報の可視化やデータベース活用によって、多拠点施設同時進行の新築・改修・移転や基幹設備の維持管理支援を行っております。個別プロジェクト毎の工事コスト管理や保有資産のデータベース化による資産情報の一元管理、多拠点同時進行プロジェクトの一元管理、そして個々のプロジェクトの進捗状況を可視化し、効率的に管理するシステム構築内製化による運用実績をもとに、これまでになかった発注者支援業務を複数の商業施設や支店等を保有する大企業、金融機関等に提供しております。

また、多くの自治体で課題になっている公共インフラ維持保全等公共分野のCREM業務でも、継続的に当社が選定されており、今後、各地方自治体が保有する多くの施設を建築設備の技術的な目線を含めたデジタル活用による一元管理手法が益々拡張するものと期待しています。

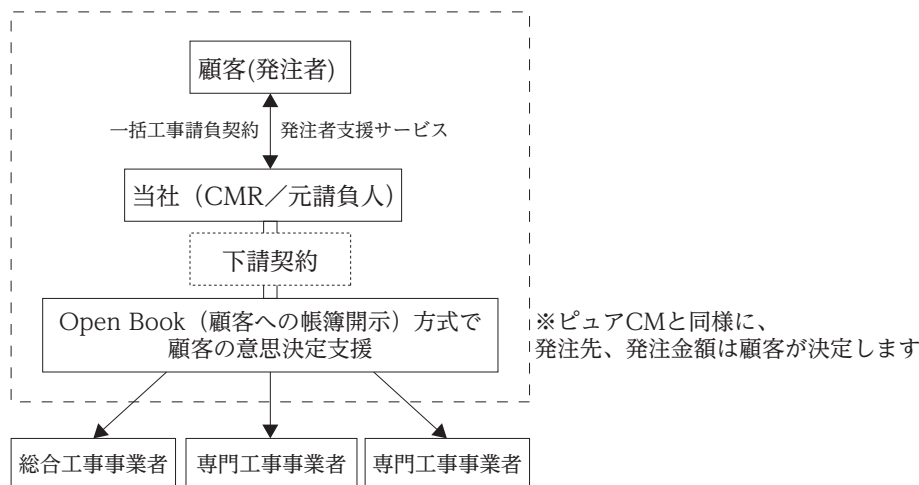
当事業年度のCREM事業の売上高は、施設等を多拠点に保有する既存顧客側の投資計画や予算の見通しにより、期初予想通り減少し、856百万円（前期980百万円）となりました。

- ※1 粗利益は、受注高（または売上高）から社内コスト以外の原価（工事費等）を差し引いたものです。当社の受注高（または売上高）は、顧客との契約形態（ピュアCM方式とアットリスクCM方式 図1、2参照）によって金額が大きく変動するため、社内における業績管理は、この粗利益を用いております。

（図1）ピュアCM方式の契約関係（業務委託契約）は次のとおりであります。
当社はマネジメントフィーのみを売上計上します。



(図2) アットリスクCM方式の契約関係(請負契約)は次のとおりであります。
 当社は完成工事高(マネジメントフィーを含む)を売上計上します。



(2) 設備投資の状況

当事業年度は、近隣に隣接していたオフィスを本社オフィスへ統合させる等、業務効率や生産性向上に取り組んだことにより、総額77百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資は、自己資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は企業理念である「フェアネス」と「透明性」に基づき、高い専門性と共に、全てのプロセスとコストを常時オープンにする発注者支援事業として、建設プロジェクトやオフィスづくりに取り組まれるお客様に大きなメリットと安心をご提供しております。また、現在も新型コロナウイルス感染症拡大の影響が世界的な経済活動にも甚大な影響を与えており、その収束の時期、さらには収束した後の経済活動の状況など広範囲に亘って不透明な状況にあります。このような状況において、現時点を社会的な転換点と位置づけ、経営理念を一層深く追求すると共に、より広い視野で発注者支援事業としての需要を高め、より強固な経営基盤を確立するために、以下の課題について取り組んで参ります。

経営方針：隠し事のない経営・明朗会計、顧客本位、社会的責任を果たす

事業戦略と将来ビジョン：大きな社会の変化の下で、先見性をもち、発注者支援事業を社会に根付かせるCMサービスの一層の強化と新たな事業価値の創造による差別化

経営課題：

1. 社会的責任と緊張感を高めた一段上の企業の実現

- 1) コンプライアンス体制を含むコーポレート・ガバナンスを強化すると共に、一段上のリスク管理体制構築
- 2) 経営の透明性を貫き、顧客に対して利益相反なく、リアリティのある高い価値を提供し、CMの社会性を向上させる
- 3) 競争優位戦略としてのESG/SDGsへの取り組み
- 4) 新型コロナウイルスにおける事業継続
 - ・20年に亘るテレワーク、ペーパーレスの定着化により、コロナ禍においても全ての業務をデジタル基盤上で平時と同様に事業を継続可能
 - ・感染対策として、1プロジェクト2チーム制とし、感染者が出てもプロジェクトを継続できる体制を維持
 - ・コロナ禍で蓄積したリモートでのコミュニケーション向上のノウハウを活かし、社員の新たな提案を組込み、働く環境とサービス品質を進化させる

2. 視野を広げたCM事業の創造と新たな価値の提供

- 1) 発注者への更なる価値の提供
 - ・独自の競争優位基盤を活かし、多様化、複雑化する顧客の課題解決を支援し、個々の要求を上回る価値の提供（品質、コスト、スピード）
 - ・「明豊が見てくれている」をブランド化し、顧客の安心感を獲得
- 2) 新たな価値の創造
 - ・ESG/SDGsの視点及びDXを活用した事業創造によるCM需要の創出
 - ・省エネ、ZEB、オフグリッドシステム等、脱炭素化に資する具体的な施策の導入・運用支援
 - ・自社開発システムを活用したDXによる事業創造と業務の効率化
 - ・継続してウェブからの発信力を高め、新たな機会を獲得

3. 優秀な人材の確保と次世代リーダーの育成、女性の活躍

1) 競争優位性としての生産性向上

- ・自社開発システムにより、社員が気づきを得て自らの働き方を向上させ、労働時間を自己管理する

2) 人材の充実化、高品質な人の育成

- ・企業文化、発注者支援事業への適応を支援するOJTの充実
- ・時間をかけて多くの人の目を通す評価制度と処遇の充実

3) 働く環境と働き方の進化

- ・AI、RPAを活用し、蓄積した実践データから自ら学習する組織を構築
- ・好立地、高い安全性、ABW*を活用したオフィス環境
- ・多様な働き方の選択

*ABW Activity Based Working

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第38期	2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 (当期)第41期
売 上 高	6,068,311千円	5,598,521千円	4,353,631千円	4,240,560千円
当 期 純 利 益	431,434千円	561,806千円	639,600千円	620,481千円
1株当たり当期純利益	37.02円	47.27円	52.98円	52.30円
総 資 産	5,243,855千円	5,715,447千円	5,519,596千円	5,504,690千円
純 資 産	3,179,998千円	3,654,515千円	4,127,042千円	3,966,675千円
1株当たり純資産額	264.47円	300.32円	333.97円	343.49円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

なお、それぞれ自己株式を控除した株式数によって算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

① オフィス事業

コンサルティング(ワークスタイル、文書管理、ファシリティ・マネジメント、セキュリティ、ICT、AV、働く人のアクティビティ調査・分析・定量化)、プロジェクト基本計画策定、オフィス設計・インテリアデザイン及び設備設計、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査、引越しマネジメント)

② CM事業

コンサルティング(開発、新築、改修、遵法、安全性)、プロジェクト基本計画策定、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、調達方針・計画策定、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)、維持保全管理へのデータ提供

③ CREM事業

自社保有の不動産や資産の管理に対する企業の管財業務に対するコンサルティング、建築及び設備設計・インテリアデザイン、エンジニアリングレポート、CREM業務の中央統制実現支援、長期修繕計画レポート、プロジェクト・マネジメント(プロジェクト全般支援、調達支援、コスト査定、施工マネジメント、品質検査)、一部若しくはすべてのアウトソーシング受託、多拠点施設改修PMの一元管理システム提供

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
大 阪 支 店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
173名	3名増

(注) 従業員数は期末就業人員であり、平均臨時雇用者(56名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 12,775,900株 |
| | (自己株式 861,403株を含む。) |
| (3) 株主数 | 4,597名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ カ タ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,031,100株	17.05%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	606,600株	5.09%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	540,000株	4.53%
坂 田 明	477,500株	4.01%
明 豊 従 業 員 持 株 会	344,381株	2.89%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	317,100株	2.66%
松 村 孝 一	155,000株	1.30%
川 見 興	154,700株	1.30%
野 村 勝 朗	153,900株	1.29%
大 貫 美	139,000株	1.17%

(注) 持株比率は自己株式（861,403株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2016年6月23日 取締役会決議	2020年6月24日 取締役会決議
発行日	2016年7月11日	2020年7月10日
新株予約権の発行価格	193円	515円
役員の保有状況(注)	776個(4名)	28個(4名)
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 77,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 2,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2016年7月12日から 2056年7月11日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日(常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日)の翌日から10日(10日目が休日当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。	(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
	(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。	(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人はこれを行使できないものとする。
	(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	(3) 当社の2021年3月期における経常利益(株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額)において、当社が定める一定の目標金額以上でなければ新株予約権を行使することができない。
		(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 社外取締役(監査等委員)は新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	2020年6月24日 取締役会決議
発行日	2020年7月10日
新株予約権の発行価格	515円
従業員の交付状況	858個（190名）
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 85,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時に払い込みをすべき金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
新株予約権の行使条件	(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行使できないものとする。 (3) 当社の2021年3月期における経常利益（株式報酬型ストック・オプションBタイプ及びCタイプの業績条件判定前の金額）において、当社が定める一定の目標金額以上でなければ新株予約権を行使することができない。 (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
坂田 明	代表取締役会長	
大貫 美	代表取締役社長	
大島 和男	常務取締役	経営企画本部長兼執行役員
木内 芳夫	常務取締役	PM本部長兼執行役員
志賀 徹也	社外取締役 (監査等委員)	NCデザイン&コンサルティング(株) 顧問 一般社団法人CRM協議会 顧問 (株)コーチ・エイ 顧問 クオリティソフト(株) 社外取締役 (株)SIG 社外取締役 PTCジャパン(株) 顧問
小須田 明子	社外取締役 (監査等委員)	在日カナダ商工会議所 名誉顧問
土屋 純	社外取締役 (監査等委員)	(株)Indigo Blue シニアパートナー

- (注) 1. 社外取締役 志賀徹也氏、小須田明子氏及び土屋純氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役の報酬等

① 取締役会の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績を反映した報酬とし、各事業年度の経営計画における経常利益の目標値を超過した場合において、当期純利益の達成状況を踏まえて算出された額を、賞与として各役員の役割・担当業務の取り組み状況等を総合的に勘案して決定し、一定の時期に支給するものとする。

非金銭報酬等は、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として株式報酬を実施し、その額は、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲及び人数等諸般の事情を勘案し、決定するものとする。

4 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、当社の関連する業種・業態の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。具体的には、当社にとって優秀な社員の確保が最も重要であることから、社員の平均年収を高めた上で、代表取締役社長を100とした場合において、役職に応じて代表取締役会長を83程度、常務取締役を86程度、取締役等を70程度の水準とする基本的なラインを方針として、取締役会において、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で協議し、監査等委員である取締役に意見を求めた上で決定することとする。

社外取締役の報酬額については、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査等委員会で決定した基準に従い算定することとする。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限 付株式	
取締役 (監査等委員を除く)	119,805	91,575	1,439	26,789	4
社外取締役 (監査等委員)	9,990	9,990	-	-	4
合計	129,795	101,565	1,439	26,789	8

- (注) 1. 上記には、2020年6月24日開催の第40期定時株主総会をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名を含めております。
2. 上記報酬等の額には、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会の決議により退職金相当額として付与した譲渡制限付株式と、2020年6月24日開催の取締役会の決議により、ストック・オプションとして付与した新株予約権を含んでおります（取締役4名に対する報酬としての額合計28,229千円）。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 各取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。各監査等委員の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査等委員会で決定した基準に従い算定しております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬は、2016年6月23日開催の第36期定時株主総会にて年額150百万円以内（役員員数5名）とし、当該報酬額とは別枠で、取締役に対して、年額60百万円以内の範囲で、ストック・オプションとしての新株予約権（株式報酬型ストック・オプション Bタイプ）を割り当てることについて決議いただいております。また、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会にて退職金相当額として付与する譲渡制限付株式を年額40百万円以内の範囲で決議いただいております。
6. 社外取締役（監査等委員）の報酬は、2016年6月23日開催の第36期定時株主総会にて年額50百万円以内（役員員数3名）とすることについて決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- 1 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- 2 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

3 各社外役員 of 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
志 賀 徹 也	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回開催したすべてに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、13回開催したすべてに出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。</p>
小 須 田 明 子	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会には、20回開催したすべてに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、13回開催したすべてに出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。</p>
土 屋 純	社外取締役	<p>当事業年度開催の取締役会には、就任以降16回開催したすべてに出席し、質疑応答を積極的に行い、会社の置かれている状況の把握に努めました。また、監査等委員会には、就任以降9回開催したすべてに出席し、監査等委員としての取組みにつき意見交換を行いました。各会議には、主に経営者としての経験を通じて培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 12,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 1.当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると判断された場合、監査等委員会による解任のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分又は監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理体制、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を確保するため、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定め、体制を構築しております。その概要は次の通りであります。

1 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は2016年6月23日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の譲渡による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図る。

2 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 全取締役に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成し、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

② 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

3 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、「職務執行情報」という。）の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③ 前2項に係る事務は、経営管理担当取締役が所管する。

4 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③ 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

④ 内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程（債権管理規程、経理規程等）などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

5 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

6 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

7 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会事務局を設置する。設置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ② 監査等委員会付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

9 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査等委員に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととする。
- ② 監査等委員の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務に優先して従事するものとする。

10 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・社内申請書等監査等委員から要求された会議議事録等の内容

11 監査等委員への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会及びその他業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制とする。
- ② 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員に報告することとする。
- ③ 上記の報告体制に関する実効性を確保するため、社内規程等に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知する。
- ④ 当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

12 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

13 その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査等委員は会計監査人とも密接な連携を行う。
- ② 代表取締役社長と監査等委員は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

14 財務報告の基本方針

当社は、信頼性のある財務報告を重視し、開示を通じて、投資家が安心して投資し、資金の流れが円滑化され、経済が活性化されることに資することを財務報告の基本方針とする。

15 信頼性のある財務報告を行うための体制

- ① 経営者は信頼性のある財務報告の作成に必要とされる能力の内容を定め、その内容を定期的に見直し、常に適切なものにしなければならない。
- ② 経営者は前項の能力を有する人材を確保・配置しなければならない。
- ③ 経営者は信頼性のある財務報告を行うため、財務報告に係る内部統制の役割を明確にしなければならない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査等委員が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において社外取締役は、独立した立場から審議に加わり、意見を述べるとともに、経営の監視を行っております。

また、監査等委員は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、将来の事業発展と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としております。また配当性向は50%程度を基準とし、財政状態、利益水準などを総合的に勘案したうえで利益配当を行っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額         | 科 目              | 金 額         |
|----------------|-------------|------------------|-------------|
| <b>資 産 の 部</b> |             | <b>負 債 の 部</b>   |             |
| 流動資産           | [4,685,680] | 流動負債             | [899,515]   |
| 現金及び預金         | 1,438,834   | 工事未払金            | 37,740      |
| 受取手形           | 75,600      | 買掛金              | 29          |
| 完成工事未収入金       | 3,084,692   | 未払金              | 88,354      |
| 売掛金            | 34          | 未払費用             | 98,021      |
| 未成工事支出金        | 7,482       | 未払法人税等           | 198,528     |
| 貯蔵品            | 1,217       | 未払消費税等           | 50,545      |
| 前払費用           | 64,397      | 未成工事受入金          | 57,653      |
| その他            | 13,421      | 預り金              | 33,715      |
| 固定資産           | [819,010]   | 賞与引当金            | 334,925     |
| 有形固定資産         | (105,708)   | 固定負債             | [638,499]   |
| 建物             | 63,595      | 退職給付引当金          | 438,658     |
| 工具器具備品         | 42,113      | 長期未払金            | 199,841     |
| 無形固定資産         | (13,127)    | 負債合計             | 1,538,014   |
| ソフトウェア         | 10,633      | <b>純 資 産 の 部</b> |             |
| 電話加入権          | 1,467       | 株主資本             | [3,907,058] |
| 特許権            | 1,026       | 資本金              | 543,404     |
| 投資その他の資産       | (700,173)   | 資本剰余金            | 653,464     |
| 投資有価証券         | 100,000     | 資本準備金            | 349,676     |
| 繰延税金資産         | 349,802     | その他資本剰余金         | 303,788     |
| 差入保証金          | 19,800      | 利益剰余金            | 3,450,123   |
| 敷金             | 155,414     | 利益準備金            | 6,159       |
| 保険積立金          | 75,156      | その他利益剰余金         | 3,443,964   |
|                |             | 別途積立金            | 300,000     |
|                |             | 繰越利益剰余金          | 3,143,964   |
|                |             | 自己株式             | △739,935    |
|                |             | 新株予約権            | [59,617]    |
|                |             | 純資産合計            | 3,966,675   |
| 資産合計           | 5,504,690   | 負債純資産合計          | 5,504,690   |

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |           |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                   |           |           |
| 完成工事高                   | 11,152    |           |
| マネジメントサービス料収入           | 4,223,343 |           |
| その他売上高                  | 6,064     | 4,240,560 |
| 売 上 原 価                 |           |           |
| 完成工事原価                  | 8,784     |           |
| マネジメントサービス料原価           | 1,926,361 |           |
| その他売上原価                 | 5,808     | 1,940,954 |
| 売 上 総 利 益               |           | 2,299,605 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 1,389,680 |
| 営 業 利 益                 |           | 909,925   |
| 営 業 外 収 益               |           |           |
| 受 取 利 息                 | 3         |           |
| 未払配当金除斥益                | 358       |           |
| 新株予約権戻入益                | 651       |           |
| その他                     | 839       | 1,852     |
| 営 業 外 費 用               |           |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 0         |           |
| 自 己 株 式 取 得 費 用         | 1,035     | 1,035     |
| 経 常 利 益                 |           | 910,742   |
| 特 別 損 失                 |           |           |
| 事 務 所 統 合 費 用           | 14,689    | 14,689    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 896,053   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 297,405   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △21,833   | 275,572   |
| 当 期 純 利 益               |           | 620,481   |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                  |                 |           |             |           |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                  |                 | 利 益 剰 余 金 |             |           |
|                         |         | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金    |           |
|                         |         |           |                  |                 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |           |
| 当 期 首 残 高               | 543,404 | 349,676   | 157,681          | 507,358         | 6,159     | 300,000     | 2,784,577 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                  |                 |           |             |           |
| 新株予約権の行使                |         |           | 20,923           | 20,923          |           |             |           |
| 剰余金の配当                  |         |           |                  |                 |           |             | △261,094  |
| 当期純利益                   |         |           |                  |                 |           |             | 620,481   |
| 自己株式の取得                 |         |           |                  |                 |           |             |           |
| 自己株式の処分                 |         |           | 125,183          | 125,183         |           |             |           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |                  |                 |           |             |           |
| 当期変動額合計                 | -       | -         | 146,106          | 146,106         | -         | -           | 359,386   |
| 当 期 末 残 高               | 543,404 | 349,676   | 303,788          | 653,464         | 6,159     | 300,000     | 3,143,964 |

|                         | 株 主 資 本     |          |            | 新株予約権   | 純資産合計     |
|-------------------------|-------------|----------|------------|---------|-----------|
|                         | 利益剰余金       | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |         |           |
|                         | 利益剰余金<br>合計 |          |            |         |           |
| 当 期 首 残 高               | 3,090,737   | △85,776  | 4,055,723  | 71,319  | 4,127,042 |
| 当 期 変 動 額               |             |          |            |         |           |
| 新株予約権の行使                |             | 34,974   | 55,897     |         | 55,897    |
| 剰余金の配当                  | △261,094    |          | △261,094   |         | △261,094  |
| 当期純利益                   | 620,481     |          | 620,481    |         | 620,481   |
| 自己株式の取得                 |             | △695,320 | △695,320   |         | △695,320  |
| 自己株式の処分                 |             | 6,188    | 131,371    |         | 131,371   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |             |          |            | △11,702 | △11,702   |
| 当期変動額合計                 | 359,386     | △654,158 | △148,665   | △11,702 | △160,367  |
| 当 期 末 残 高               | 3,450,123   | △739,935 | 3,907,058  | 59,617  | 3,966,675 |



# 個別注記表

## 1. 会計方針に係る事項に関する注記

### 1-1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

### 1-2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産……定率法

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具器具備品 3～10年

#### (2) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### 1-3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与の支給見込額のうち、当期負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### 1-4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### 1-5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響

当社は、新型コロナウイルス感染症下において当事業年度末時点で進行中のプロジェクトについてはほぼ平常通り稼働しております。新型コロナウイルス感染症に関する影響については、今後の受注案件の減少の可能性やプロジェクトの中断・中止等のリスクを踏まえて、通常よりも慎重な会計上の見積りを行っていますが、影響は軽微であります。

### (2) 当事業年度の計算書類に計上した重要な項目

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### ① 繰延税金資産の回収可能性

・当事業年度計上額 349,802千円

#### ② 工事進行基準による売上高

・当事業年度計上額 1,899,415千円

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 4. 追加情報に関する注記

### (株式給付信託 (J-ESOP) の導入)

当社は、2021年2月5日開催の取締役会決議に基づいて、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としたインセンティブプランとして、株式給付信託 (J-ESOP) を導入いたしました。

#### ① 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が更に高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

## ② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末349,920千円、540,000株であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 173,012千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 12,775,900株

## (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,401,403株

(注) 株式給付信託が保有する自社の株式540,000株を含めております。

## (3) 配当に関する事項

## ① 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|------------|-------------|------------|-----------|
| 2020年5月15日<br>取締役会 | 普通株式  | 261,094    | 21.5        | 2020年3月31日 | 2020年6月8日 |

## ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日            | 効力発生日         |
|--------------------|-------|-------|------------|-------------|----------------|---------------|
| 2021年5月14日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 309,776    | 26.0        | 2021年<br>3月31日 | 2021年<br>6月8日 |

## (4) 新株予約権に関する事項

当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の数

| 新株予約権の内訳           | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) |
|--------------------|------------|--------------|
| 2016年度新株予約権 (Aタイプ) | 普通株式       | 77,600       |
| 2020年度新株予約権 (Bタイプ) | 普通株式       | 2,800        |
| 2020年度新株予約権 (Cタイプ) | 普通株式       | 84,200       |
| 合計                 |            | 164,600      |

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金、長期未払金の否認等でありま  
す。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については預金及び安全性の高い有価証券等に限定し、自己資金により資金  
を調達しております。売上債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を  
図っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであ  
ります。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額(※) | 時 価(※)    | 差 額 |
|--------------|-------------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金   | 1,438,834   | 1,438,834 | -   |
| (2) 受取手形     | 75,600      | 75,600    | -   |
| (3) 完成工事未収入金 | 3,084,692   | 3,084,692 | -   |
| (4) 売掛金      | 34          | 34        | -   |
| (5) 投資有価証券   | 100,000     | 99,980    | △20 |
| (6) 工事未払金    | (37,740)    | (37,740)  | -   |
| (7) 買掛金      | (29)        | (29)      | -   |
| (8) 未払金      | (88,354)    | (88,354)  | -   |

(※) 負債に計上されているものについては ( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金、(4) 売掛金、(6) 工事未払金、(7) 買掛金、  
(8) 未払金：これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によ  
っております。

(5) 投資有価証券：取引金融機関から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金(貸借対照表計上額155,414千円)及び差入保証金(同計上額19,800千円)については、回収期日  
が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認め  
られるため、上記表には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 343円49銭

1株当たり当期純利益 52円30銭

(注) 1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に株式給付信託が保有する自社の株式(期末540,000株、期中平均56,219株)を含めております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

明豊ファシリティワークス株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 遠藤 洋一 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森岡 健二 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 千保 有之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明豊ファシリティワークス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

明豊ファシリティワークス株式会社 監査等委員会

監査等委員 志賀 徹 也 ㊟

監査等委員 小須田 明 子 ㊟

監査等委員 土屋 純 ㊟

(注) 監査等委員 志賀徹也、小須田明子及び土屋純は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者の選任にあたりましては、代表取締役が選考し、監査等委員会により各候補に関して業務執行状況および業務等を評価の上、取締役候補者として適任であるとの合意を得て取締役会において決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                     | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | サカタ アキラ<br>坂田 明<br>(1942年7月30日生) | 1980年9月 当社設立 代表取締役社長<br>1987年3月 当社代表取締役社長 退任<br>1988年3月 当社代表取締役社長 就任<br>2006年6月 当社代表取締役会長<br>2007年6月 当社取締役会長<br>2009年3月 当社代表取締役会長<br>2009年4月 当社代表取締役社長兼会長<br>2012年6月 当社代表取締役社長<br>2017年4月 当社代表取締役会長（現任） | 477,500株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2     | オオヌキ ヨシ<br>大 貫 美<br>(1964年6月12日生)     | 1997年7月 当社入社<br>2003年6月 当社執行役員マーケティング部長<br>2003年10月 当社取締役マーケティング部長兼執行役員<br>2006年6月 当社常務取締役マーケティング部長<br>2010年4月 当社常務取締役営業本部長<br>2011年2月 当社常務取締役営業本部長兼安全衛生推進本部長<br>2011年4月 当社常務取締役マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長<br>2014年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長<br>2016年4月 当社代表取締役専務マーケティング本部長兼安全衛生推進本部長兼デザイン部長兼PM本部長<br>2017年4月 当社代表取締役社長<br>2021年4月 当社代表取締役社長兼ナレッジセンター長兼CM事業創造本部長兼PM本部長（現任） | 139,000株          |
| 3     | オオシマ カズオ<br>大 島 和 男<br>(1966年12月18日生) | 2000年12月 当社入社<br>2003年6月 当社執行役員経営企画部長<br>2004年6月 当社取締役経営企画部長兼執行役員<br>2009年4月 当社取締役経営企画本部長兼執行役員<br>2009年10月 当社常務取締役経営企画本部長兼執行役員<br>2013年1月 当社常務取締役管理本部長兼執行役員<br>2014年4月 当社常務取締役社長室長兼管理本部長兼執行役員<br>2017年3月 当社常務取締役兼経営企画本部長兼執行役員（現任）                                                                                                                                                         | 126,200株          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                      | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|
| 4     | ムラカミ フジオ<br>村上 富士男<br>(1967年12月20日生) | 2012年 7月 当社入社<br>2017年 4月 当社執行役員 技師長(現任) | 3,800株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2021年3月31日現在のものです。
3. 取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 坂田明氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、1980年に当社を設立し、2017年に代表取締役会長として、当社のブランド力向上を担っております。また取締役会の構成員として、特に当社のリスクマネジメント向上に資していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 大貫美氏は、当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、2017年から代表取締役社長として、強いリーダーシップで当社の経営を担っております。取締役会の構成員として、取締役会の意思決定機能の更なる強化が期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (3) 大島和男氏は、経営企画、管理をはじめとした当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、2004年から取締役会の構成員として、経営上の重要な事項の決定および業務執行に対する監督等について適切に実行しております。円滑な事業運営、当社サービスの品質向上やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、取締役会の構成員として引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
- (4) 村上富士男氏は、建築技術、マーケティング、プロジェクト・マネジメントをはじめとした当社事業の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、円滑な事業運営、当社サービスの品質向上やリスク低減、コーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、取締役会の構成員として、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものいたします。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| マツムラ コウイチ<br>松村 孝一<br>(1938年11月28日生) | 1962年4月 栗田工業(株) 入社<br>1990年11月 栗田工業(株) 退社<br>1990年12月 明豊(株) (現当社) 入社 取締役<br>2000年8月 当社 専務取締役<br>2002年6月 当社 顧問<br>2004年3月 当社 顧問契約満了<br>2013年5月 NPO法人緑サポート八王子<br>理事<br>2019年5月 NPO法人緑サポート八王子<br>副理事長(現任) | 155,000株          |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松村孝一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 松村孝一氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、補欠取締役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 松村孝一氏が監査等委員である取締役に就任した際は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額と致します。
5. 当社は補欠の社外取締役候補者松村孝一氏が取締役に就任した場合には、同氏を、東京証券取引所に對し、独立役員として届け出る予定であります。
6. 松村孝一氏は、過去、当社の役員でありました。



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対する ストック・オプション付与の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、第36期定時株主総会第6号議案にて年額150百万円以内と承認決議をいただき、また第10号議案にて当該報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）に対して、年額60百万円以内の範囲で、ストック・オプションとしての新株予約権（株式報酬型ストック・オプション Bタイプ）を割り当てることにつき、ご承認いただいております。本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストック・オプションの制度を継続すべく下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いいたします。

本件ストック・オプションは、取締役会の決議により定めた「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」のとおり、株価変動の影響を株主の皆さまと共有し、株主価値向上意識を高めることを目的としており、個人別の新株予約権の付与数は、当社の業績、各対象取締役の職責の範囲等諸般の事情を勘案し、決定するものいたします。

本件ストック・オプションの付与の対象となる取締役は現在4名であり、第1号議案のご承認が得られますと、かかる取締役は4名となります。

#### 記

（在任中に権利行使可能な株式報酬型ストック・オプション Dタイプ）

ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となり、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権による報酬等の額の上限は60百万円以内とします。

#### 1. 報酬として取締役に新株予約権を割り当てる理由

株価変動のリスクとメリットを株主の皆さまと共有することで、取締役の業績向上に対する意欲や企業価値の向上を図ることを目的とするものであります。

#### 2. 当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容 （1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、付与株式数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普



通株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は4,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の属する事業年度の末日の翌日から1年以内の範囲で、取締役会で定める期間とする。

#### (7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はこれを行使できないものとする。

③ 新株予約権の割当日の属する事業年度の当社の業績が、当社が定める一定の目標を達成しなければ新株予約権を行使することができない。

④ 新株予約権者は新株予約権発行要項及び新株予約権者割当契約書の規定に違反した場合には、その後、新株予約権を行使することができない。なお、当該事由が生じる前に行った新株予約権の行使について影響を及ぼすことはないものとする。

⑤ 新株予約権者は次の各号の1つに該当した場合は、新株予約権は行使できないものとし、権利行使期間中といえども、別途何らの意思表示をすることなく当然に新株予約権を放棄するものとする。

イ 禁錮以上の刑に処せられた場合

ロ 当社の株主総会の決議により、当社の取締役の地位を解任されることとなった場合

ハ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

⑥ 新株予約権者は、新株予約権の割当日以降任期満了日の前日までの間において、辞任し当社の取締役の地位を喪失した場合には、行使していないすべての新株予約権を放棄するものとする。

⑦ 新株予約権者は、第三者に対して、新株予約権の全部または一部につき譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。

⑧ その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

#### (9) 新株予約権の取得条項

① 新株予約権者が権利を行使する前に、上記(6)(7)の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当該行使できなくなった日をもって当該新株予約権を無償で取得するものとする。

② 当社は、以下の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得するものとする。

- ・ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ・ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ・ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ・ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ・ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

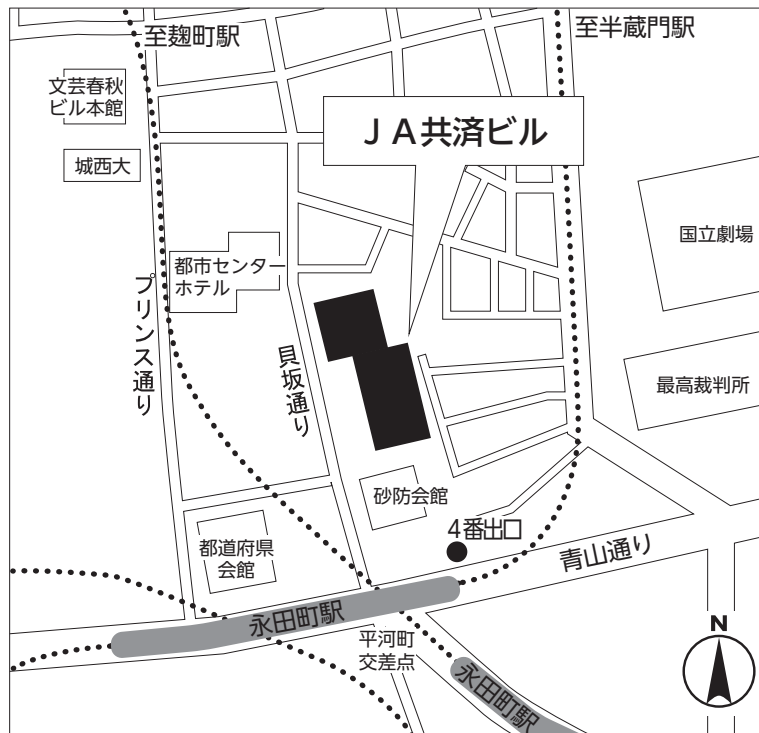
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（１）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記（５）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使条件  
上記（７）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項  
上記（９）に準じて決定する。
- (11) 新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) 新株予約権証券  
新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。
- (13) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



### 【会 場】

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目7番9号  
J A 共済ビル 1F カンファレンスホール  
TEL : 03-3265-8716 (代)  
FAX : 03-3265-8719  
ホームページ : <https://www.jankb.co.jp/>

### 【最寄駅交通案内】

東京メトロ有楽町線、半蔵門線、南北線「永田町駅」4番出口 徒歩2分  
施設内に有料駐車場（地下1階）はありますが、台数・営業時間等に制限がございますので、できるだけ公共機関をご利用ください。  
なお、駐輪場はございません。

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知または同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。